

F T T Hアクセスサービスにおける不当競争の具体例について

1 趣旨

F T T Hアクセスサービスでは、公正競争の観点から、通信契約を締結することを条件として最終利用者に提供される経済利益等(キャッシュバック等)について、累次にわたり懸念が表明されてきた。これについては、既存の指針¹において、「競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回るような料金を設定すること」等が電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)²上問題となり得る行為として記載されている。

本資料は、より実効的に公正競争を確保する観点から、~~電気通信事業法~~第29条第1項第5号の「電気通信事業者が提供する電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすもの」に該当すると考えられる具体例について示すものである。

2 用語の定義

本資料において使用する用語は、~~電気通信事業法~~及び電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)において使用する用語の例によるほか、~~次以下~~のとおりとする。

(1) 対象事業者

F T T Hアクセスサービス(卸電気通信役務として提供するものを除く。以下同じ。)を提供する電気通信事業者をいう。

(2) F T T H契約

F T T Hアクセスサービスの提供に関する契約をいう。

(3) 契約締結等補助

F T T H契約を締結し、又は継続することを条件として対象事業者が最終利用者(電気通信事業者との間に電気通信役務の提供を受ける契約を締結する者又は当該契約を締結しようとする者であって、電気通信事業者以外の者をいう。以下同じ。)に対して提供する経済利益(金銭その他の物品又は役務の代価とすることができる経済上の利益³であって小売料金の割引に相当しないものをいう。以下同じ。)及び対象事業者が媒介等業務受託者等~~等~~に対して支払う金銭であって媒介等業務受託者等~~等~~によるF T T H契約の媒介等に応じて支払うもの又はF T T

1 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針(令和5平成30年9月7日 公正取引委員会・総務省)、N T T東西のF T T Hアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン(平成27年2月策定、令和5元年4月最終改定)

~~2 昭和59年法律第86号~~

3 F T T H契約の締結・継続を条件として、対象事業者が最終利用者に対して提供するキャッシュバックなどの金銭のほか、商品券、ポイント等、最終利用者が自らの選択により物品又は役務の代価として用いることができる経済上の利益が対象となる。

(案)

H契約の締結を条件として提供する経済利益のために使うことを対象事業者が媒介等業務受託者等⁴に対して実質的に指示するものをいう。

なお、F T T H契約の締結・継続と、他の役務又は商品（一体不可分でないもの）に係る契約の締結・継続の双方を条件として提供される契約締結等補助については、小売料金におけるセット割引と同様に算定した額を加えるものとする。

(4) 回線原価

F T T Hアクセスサービスの提供のために対象事業者が支払う特定卸電気通信役務⁴に関する料金⁵又はこれに相当するものをいう。インターネット接続サービスなど他の役務又は商品がF T T Hアクセスサービスと一体不可分なものとして提供される場合⁶にあつては、当該他の役務又は商品の費用⁷を含む。

(5) 小売料金

F T T Hアクセスサービスに関する料金⁸をいう。他の役務又は商品がF T T Hアクセスサービスと一体不可分なものとして提供される場合にあつては、当該他の役務又は商品の価格を含む。

F T T H契約を締結し、又は継続することを条件として他の役務又は商品（一体不可分でないもの）の価格を減じること（他サービス等のセット割引）については、最終利用者におけるF T T Hアクセスサービスの選択に対する重要な影響があると考えられる場合は、小売料金の算定に当たり考慮することが適当と考えられる⁹。

特に、移動通信サービス¹⁰とのセット割引については、独立販売価格（財又はサービスを独立して企業が顧客に販売する場合の価格をいい、一のF T T Hアクセスサービス契約に紐付く回線数を考慮する。）¹¹に基づき、F T T Hアクセスサ

4 「~~NTT東西のF T T Hアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン~~」に定める特定卸役務をいう電気通信事業法第38条の2第2項に規定する特定卸電気通信役務のうち、F T T Hアクセスサービスに係るものをいう。

5 奨励金等を考慮した後の料金をいう。

6 例えば、他の役務又は商品とF T T Hアクセスサービスの各料金が区別され、利用者の選択によりF T T Hアクセスサービスが単独で提供され得る場合は、「一体不可分なものとして提供される場合」に当たらない。

7 可変的性質を持つ費用（その利用者にその役務又は商品を販売しなければ発生し得ない費用）を基本とする。

8 工事費及び手数料を含む。工事費については、原則として、工事種別ごとの実施件数を考慮した平均的な金額をいう。

9 ~~例えば、移動通信サービス以外の他サービス等のセット割引においては、例えば、F T T Hアクセスサービス単独の料金減免（割引）であるかのように最終利用者に表示された場合は、F T T Hアクセスサービスの小売料金の減免（割引）とみなす。移動通信市場が寡占的であることを考慮した割引総額帰属テストの考え方（移動通信とのセット割引は全てF T T Hアクセスサービスの料金減免（割引）とみなす考え方）の採用要否については、移動通信市場の競争促進の進捗等を踏まえつつ、必要に応じ検討していくものとする。~~

10 携帯無線通信に係る電気通信役務をいう。

11 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（平成30年3月30日企業会計基準委員会）第9項

ービスに係る額として按分された額を小売料金の割引額とみなす¹² ¹³。

3 F T T Hアクセスサービスの提供条件が不当な競争を引き起こす具体例

(1) あるF T T H契約（期間拘束¹⁴を伴うものに限る。）により継続する任意の4年の間¹⁵F T T Hアクセスサービスを提供する場合の当該契約による小売料金の収入が、当該期間における当該契約に係る回線原価及び契約締結等補助の合計額を下回る¹⁶事例が対象事業者において生じた場合については、不当な競争を引き起こすものとして電気通信事業法第29条第1項第5号の規定による業務改善命令の対象になり得る。

(2) ただし、(1)の事例であっても、総務省に対する申告の状況、当該事例を生じさせた対象事業者による説明の内容その他の事情を勘案し、他の対象事業者を排除し又は弱体化させるものでないと考えられる場合¹⁷又は小売料金が適正なコストを著しく下回るものでないと考えられる場合は、不当な競争を引き起こすものとはならない。

4 本資料の見直し等

(1) 総務省は、N T T東日本・西日本の光サービス卸におけるF T T H「事業者変更」の開始による影響や移動通信サービス及びF T T Hアクセスサービスに係る競争促進の取組の状況等も踏まえ、必要に応じ本資料の内容を見直すものとする。なお、令和5年10月には、電気通信市場検証会議「競争ルールの検証に関するWG」における議論の結果を踏まえ、移動通信サービスとのセット割引等に係る見直しを行った。

12 なお、移動通信市場が寡占的であることを考慮した割引総額帰属テストの考え方（移動通信サービスとのセット割引は全てF T T Hアクセスサービスの料金減免（割引）とみなす考え方）については、移動通信市場の競争環境を踏まえ、必要と認められた場合に考慮するものとする。

13 対象事業者が提供するF T T Hアクセスサービスと他の電気通信事業者が提供するサービス等のセット割引においては、原則として、対象事業者がセット割引の提供に当たって当該他の電気通信事業者に対して支払う金銭を契約締結等補助として考慮する。ただし、当該他の電気通信事業者が対象事業者の特定関係法人（法第12条の2第4項）に該当する場合やその他考慮すべき事情がある場合等においては、その個別の事情を勘案して考慮することとする。

14 契約締結後一定期間内の当該契約の変更又は解除を理由として何らかの直接的変更解除費用を最終利用者が負担することとなる条件をいう。直接的変更解除費用については、脚注1744を参照。

15 この年数の期間拘束が適切であるとする趣旨ではない。

16 小売料金の収入を算定する範囲と回線原価及び契約締結等補助の合計額を算定する範囲は、一致しなければならない。いずれの金額も、将来分については、合理的な予測とする。また、これらの金額に関する情報が十分得られない場合には、第一種指定電気通信設備に関する情報、総務省が他の電気通信事業者から得た数値を集計した情報などの他の情報に基づき合理的な推測を行うものとする。

17 例えば(1)の事例を生じさせた対象事業者のF T T H契約の数が3万未満であるかどうかは1つの考慮要素になると考えられる。

(案)

- (2) 当分の間、対象事業者の支出する契約締結等補助のうち、最終利用者が対象事業者とF T T H契約を締結するために他の電気通信事業者との既存の契約を解除し、又は変更するに当たり当該利用者が当該既存契約に係る直接的変更解除費用¹⁸を負担することを条件に支出されるもの（当該費用の金額を超えない範囲に限る。）は、3(1)の合計額に算入しないものとする。
- (3) 本資料の3の記載は、他に不当な競争を引き起こすこととなる事例の類型がないことを示すものではない。例えば、C A T Vアクセスサービスを提供する電気通信事業者など、対象事業者以外の電気通信事業者の提供する電気通信役務の提供条件が不当な競争を引き起こす場合についても、当然に、**電気通信事業法**第29条第1項第5号の規定による業務改善命令の対象になり得る。なお、C A T Vアクセスサービスに関する取扱いについては、引き続き検討するものとする。

以上

¹⁸ 違約金その他の名称を問わず、契約の変更又は解除を理由として当該契約により最終利用者に生じる経済的負担をいう。